

電子マネー決済サービス利用規約

目次

第1章 通則

- 第1節 本則（第1条～第12条）
- 第2節 Edy 決済に関する特則（第13条～第18条）
- 第3節 Suica 決済に関する特則（第19条～第30条）
- 第4節 ウェブマネー決済に関する特則（第31条～第34条）
- 第5節 JCB PREMO 決済に関する特則（第35条～第43条）

第2章 NET CASH 決済に関する本サービス（第44条～第52条）

第3章 PayPal 決済に関する本サービス（第53条～第61条）

第1章 通則

第1節 本則

（適用範囲）

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、電子マネー決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

（用語の定義）

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 電子マネー
本電子マネー決済事業者又はその提携先（以下両者を「電子マネー発行者」と総称する）が作成、発行又は提供する電子マネー発行者所定の電子データ（電子マネー発行者によって金銭的価値又は電子的価値と説明される場合がある）であって、当該電子マネー発行者所定の IC カード、IC チップ搭載携帯電話、サーバコンピュータ等の記録媒体に記録され得るもの
- (2) 電子マネー決済
甲を売主とする商品の代金等の額に対応した本電子マネー決済事業者所定の電子マネーが、当該代金等の決済に充てる趣旨でかつ当該本電子マネー決済事業者所定の手順を経た上で、当該本電子マネー決済事業者へ向けて通信回線を通じて送信され、当該本電子マネー決済事業者に受信された時に、又は本電子マネー決済事業者のサーバコンピュータに記録された電子マネーを当該本電子マネー決済事業者所定の手順を経た上で甲を売主とする商品の代金等の決済に充てるための減算処理、振替処理その他当該本電子マネー決済事業者所定のデータ処理がなされた時に、当該商品の買主が負担する当該商品の代金等支払債務が全て消滅すること
- (3) 電子マネー決済サービス
PG が提供する電子マネー決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (4) 本電子マネー決済事業者
本決済事業者のうち、本規約に定める電子マネーを用いた電子マネー決済に係る電子マネーの受信業務等又は減算処理若しくは振替処理業務等を行う事業者であって、当該業務等に関する契約を PG との間で締結している者
- (5) 本電子マネー決済事業者のシステム
本電子マネー決済事業者が電子マネーの受領、PG への支払額の算出、PG のシステムとの間のデータ通信その他当該電子マネー決済事業者が PG との間で電子マネー決済に関して締結している契約の履行のために使用するコンピュータシステム
- (6) 電子マネー収納情報データ
甲を売主とする商品代金等の決済に係る電子マネーが本電子マネー決済事業者のシステムによって受信された場合における当該受信の事実その他当該本電子マネー決済事業者所定の事項に関するデータであって、当該本電子マネー決済事業者所定のデータフォーマットに従ったもの

（電子マネー決済サービスに関する本サービスの内容）

第3条 電子マネー決済サービスに関する本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 電子マネー決済に係る甲を売主とする商品の販売等に関する PG 所定の事項に関する PG 所定のデータが甲から通信回線を通じて送信されてきた場合に、PG のシステムによって当該データを受信し、受信した当該データに基づいて当該電子マネー決済に係る本電子マネー決済事業者所定のデータを作成して、作成した当該データを当該本電子マネー決済事業者のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること、及び当該本電子マネー決済事業者のシステムから通信回線を通じて当該販売等に係る電子マネー収納情報データが送信されてきた場合に、当該データを PG のシステムによって受信し、受信した当該データに基づいて作成した PG 所定のデータを甲のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること

- (2) 甲を売主とする商品の代金等の金額に応じた本電子マネー決済事業者所定の電子マネーが、当該代金等の支払に充てる趣旨でかつ当該本電子マネー決済事業者所定の手順を経た上で、当該本電子マネー決済事業者のシステムへ向けて通信回線を通じて送信された場合に、これを当該本電子マネー決済事業者に受信させること
- (3) 電子マネー決済に係る代金等の金額を管理するためにデータ処理を行うこと
- (4) インターネットを通じた管理画面の提供その他前三号に付随し又は関連するサービスとして PG が定めるサービス

(電子マネー決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が電子マネー決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨及び希望する電子マネーの種別を記載した本申込書等を PG に提出した後、当該電子マネーを用いた電子マネー決済に関する本サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び当該本サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、電子マネー決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、電子マネー決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。

2. PG は、甲を売主とする商品の代金等について電子マネーを用いた電子マネー決済を行うことについて当該電子マネーに係る本電子マネー決済事業者から承認を得た場合のみに、前項の登録を行うものとする。当該承認が得られなかった場合、甲は、当該承認の得られなかった電子マネーを用いた電子マネー決済に関する本サービスを利用することはできないものとする。PG は、当該承認が得られなかった場合においても、その理由を甲に開示する義務を負わないものとする。甲は、当該承認を得ることに関連して PG から資料、情報等の提供を要請された場合には速やかに応じるものとする。
3. 電子マネー決済事業者が通信回線を通じて受信した電子マネーに対応する金額が当該電子マネーをもって充てられるべき代金等の全額に不足する場合、当該代金等の支払債務は全て消滅せず、甲は、当該受領された電子マネーに関しては、電子マネー決済に関する本サービスのうち前条第3号のサービスを利用することができないものとする。
4. 甲は、電子マネー決済に係る商品の代金等の返金、当該商品の販売若しくは提供に関連した買主への損害賠償その他甲から当該商品の買主への何らかの支払いに関しては、電子マネー決済に関する本サービスを利用することはできない。

(電子マネー決済サービスの利用の特典)

第5条 甲は、電子マネー決済サービスの利用の特典として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(受信業務の委託)

- 第6条 甲は、PG に対し、電子マネー決済サービスに係る電子マネーの受信業務を委託し、PG はこれを受託するものとする。
2. PG は、前項に基づいて甲から委託を受けた受信業務を本電子マネー決済事業者に再委託するものとする。
 3. 甲は、前項の再委託に同意し、異議を述べない。
 4. 甲は、電子マネー決済により代金等の決済を行うことを予定して商品の販売又は提供を目的とした契約を締結する場合には、当該商品の買主になろうとする者との間で、当該代金等の全額に応じた電子マネーが、当該代金等の支払に充てる趣旨でかつ当該本電子マネー決済事業者所定の手順を経た上で、当該本電子マネー決済事業者へ向けて通信回線を通じて送信され、これを当該本電子マネー決済事業者が受信した場合、当該商品の買主が負担する当該代金等の支払債務が当該受信の時に消滅することとする旨を特約するものとする。
 5. 本規約に別段の定めのない限り、甲が電子マネー決済に関する本サービスを利用することに関連して、甲と当該電子マネー決済に係る本電子マネー決済事業者との間には直接の契約関係は発生しない。本規約の内容は、甲と本電子マネー決済事業者との間に電子マネー決済に関する何らかの契約関係が存在することを前提とすることなく甲と PG との間によって履行される。

(加盟店標識の表示等)

- 第7条 甲は、電子マネー決済により代金等を決済することを予定して行う商品の購入等の申込に際して当該商品の買主になろうとする者が容易に認識することができる場所（インターネットを用いて購入等の申込を受けることとする場合にあっては、当該購入申込又は当該商品の宣伝広告用のウェブページの中の見やすい場所）に、甲が利用している電子マネー決済に関する本サービスに係る本電子マネー決済事業者の加盟店標識として PG が指定する標章を表示すると共に、買主が当該電子マネー決済を用いて代金等の決済をすることができる旨を表示するものとする。但し、第6条第5項の適用は何ら妨げられないものとする。
2. 甲は、本利用契約のうち特定の電子マネーに係る電子マネー決済サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した場合には、当該電子マネー決済サービスに係る前項の加盟店標識の表示を直ちに取り止めるものとする。
 3. 甲は、第1項の加盟店標識を当該加盟店標識に係る電子マネー決済サービスの利用又は当該電子マネー決済に係る商品の販売又は提供以外の目的で使用してはならない。
 4. 甲は、本電子マネー決済事業者の商号、商標、標章その他当該本電子マネー決済事業者の商品又は事業に関する一切の表示及びこれと類似した表示を使用してはならない。但し、前三項に基づいて許容される場合又は当該本電子マネー決済事業者から事前に書面による同意を得た場合はこの限りでない。

(電子マネー決済引渡金の支払)

第8条 PG は、電子マネーが本電子マネー決済事業者に受信された場合に、当該電子マネーを甲に引き渡す（提供する）ことに代えて、当該電子マネーを当該本電子マネー決済事業者に対して PG 自身が売主となって売却し、その売却代金の支払を当該本電子マネー決済事業者から受けた上で、商品の代金等の金額から PG 所定の手数料（当該本電子マネー決済事業者が徴収する使用料等に相当する額を含む）並びにこれらに対する消費税相当額を控除した残額（以下「電子マネー決済引渡金」という）を、本申込書等に記載された甲名義の口座へ振り込む方法により行うものとする。当該支払の期限は、本申込書等に記載されたところによる。

2. 前項の定めにかかわらず、支払期限に関して甲と PG との間で書面により別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。
3. 甲は、本電子マネー決済事業者が受領した電子マネーを PG が当該本電子マネー決済事業者に対して売却すること及び甲が PG から当該電子マネーの引渡（提供）を受けるのに代えて電子マネー決済引渡金の支払を受けることについて包括的に同意し、異議を述べない。
4. 前項に定めるもののほか、その支払、支払留保又は返金については利用規約第 38 条、第 39 条、第 40 条の定めを準用する。
5. 前項に定めるもののほか、以下の各号のいずれか一つに該当する場合であると本電子マネー決済事業者が PG に通知した場合又は PG が判断した場合、PG は、当該事由に係る電子マネー決済引渡金の支払を行わないものとする。
 - (1) 甲が本利用契約に違反した場合
 - (2) 電子マネーが偽造、変造若しくは不正使用されている場合又はそのおそれがある場合
 - (3) 電子マネー決済に必要な事項に関するデータを甲が PG へ送信しない場合
 - (4) その他当該本電子マネー決済事業者所定の事由に該当する場合
6. 甲は、本電子マネー決済事業者が徴収する委託料等が甲の同意を得ることなく変更される場合があること及びこれに伴って電子マネー決済に関する本サービスに係る PG 所定の手数料が変更される場合があることを承認し、異議を述べない。但し、PG はかかる変更を事前に甲に通知するものとする。

(買主との契約の解消とシステム利用料等)

第 9 条 甲は、電子マネー決済に係る商品の販売又は提供を目的とした甲と当該商品の買主との間の契約の解消又は無効等が生じたことのみをもって、電子マネー決済に関する本サービスについての PG 所定のシステム利用料又は手数料の支払を免れることはできない。

(本サービスの提供停止に関する特則)

- 第 10 条 利用規約に定めるもののほか、PG は、以下の各号のいずれか一つの事由が生じた又は生じるおそれがあると PG が判断した場合、甲に事前に通知することなく電子マネー決済サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。なお、本電子マネー決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について PG は関与するものではなく、甲は本電子マネー決済事業者の判断に従う
- (1) 電子マネー又は電子マネーを記録し記録媒体等が偽造、変造又は不正使用されていることが判明した場合
 - (2) 電子マネーが電磁的影響等によって破壊され若しくは消失し又は電子マネーを記録し記録媒体等が破損した場合
 - (3) 電子マネーに係る本電子マネー決済事業者のシステムの全部又は一部が故障、停電等の事由によって使用不能な場合又は休業日、休業時間、保守管理等の事由によって使用休止の場合
 - (4) 前三号に定める場合の他、電子マネー発行者にやむを得ない事由が生じた場合
2. 前項の場合、甲は、電子マネー決済により代金等を決済することを予定した商品の販売又は提供を行ってはならない。
 3. PG は、本電子マネー決済事業者のシステムの全部又は一部が休業日、休業時間、保守管理等の事由によって使用休止となる旨の通知を当該本電子マネー決済事業者から受けた場合には、直ちに、その旨を甲に通知するものとする。
 4. PG は、第 1 項に基づく提供停止によって甲に生じた損失、損害等について、一切責任を負わない。
 5. 本条は、利用規約第 13 条に基づき本サービスの提供を停止することを妨げない。

(免責に関する特則)

- 第 11 条 PG は、電子マネー決済に係る商品の買主が当該商品の代金等の支払に充てる趣旨で当該代金等の額に対応した電子マネーを本電子マネー決済事業者に向けて送信することに関して何らの保証も行わないものではなく、当該電子マネーの送信の全部又は一部がなされなかったこと又は遅滞したことその他当該電子マネーの送信に関しては、一切責任を負わない。PG は、当該買主に対する当該電子マネーの送信又は代金等支払の請求若しくは督促を行う義務を負わない。
2. 電子マネー決済に係る商品の販売又は提供を目的とした甲と当該商品の買主との間の契約の解消（解除、取消その他原因の如何を問わない）、無効等に伴う当該商品の代金等の当該買主への返還に関しては、甲は自己の責任と費用負担によって対処するものとし、PG 及び本電子マネー決済事業者は各自一切関与せず、かつ何らの責任も負担しない。
 3. PG は、利用規約に基づき免責される場合のほか、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。
 - (1) 電子マネー自体の提供の停止又は電子マネーに係る取引システムにおける取扱の停止
 - (2) 前号の取引システムの障害若しくは通信の輻輳、途絶等の障害又はそれに起因する電子マネーの不具合
 - (3) 本電子マネー決済事業者の事業方針変更に伴う電子マネーの内容変更若しくは廃止又は第 1 号の取引システムの機能変更若しくは運用廃止
 - (4) 本規約に基づく電子マネー決済に関する本サービスの提供の停止
 - (5) サポート外機能が存在する場合、当該サポート外機能の存在並びにその取扱又はこれらに起因する甲の不利益
 - (6) 電子マネー決済に係る通信販売の取扱商品の不具合又は当該通信販売の成立、効果帰属、履行若しくは解消に関する問い合わせ等その他電子マネー決済に係る通信販売に関連する問い合わせ等
 4. PG は、本電子マネー決済事業者の支払能力の不足又は信用不安によって、当該本電子マネー決済事業者から PG への電子マネー決済に係る支払の全部又は一部を受けることができなかつた場合、当該支払を受けることができなかつた分に関しては、本規約のいかなる定めにかかわらず、電子マネー決済引渡金の支払義務を免れるものとする。

(事後効)

第 12 条 本利用契約のうち、特定の電子マネーに係る電子マネー決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第 4 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 6 条第 3 項及び同第 5 項、第 7 条第 2 項ないし第 4 項、第 8 条第 3 項ないし第 5 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条並びに本条は、なお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の

日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

第2節 Edy 決済に関する特則

(適用範囲)

第13条 本特則の規定は、本規約第1章第1節に付加し、Edy 決済サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本特則に定めのない事項（用語の定義を含む）については第1章第1節の定めによるものとし、本特則の定めと第1章第1節の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(用語の定義)

第14条 本節における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) Edy 決済 | 電子マネー決済のうち、Edy を用いてなされるもの |
| (2) Edy 決済サービス | PG が提供する Edy 決済に係る電子マネー決済サービスであって、本規約が定めるもの |
| (3) Edy カード等 | Edy カードその他の Edy が記録された記録媒体 |

(商品の引渡又は提供の時期)

第15条 甲は、Edy に係る本電子マネー決済事業者が Edy を受信した旨のデータの送信を PG から受けた後、遅滞なく、当該受領に係る Edy 決済により代金等が決済された商品の引渡又は提供を行うものとし、当該データを受信する前に行ってはならないものとする。

(Edy の偽造等への対応)

第16条 甲は、以下の各号のいずれか一つの事由が生じていることを認識した場合には、直ちに、その旨を PG に通知するものとし、当該事由に関連して PG から指示を受けた場合には当該指示に従うものとする。

- (1) Edy が偽造、変造若しくは不正使用されたものである場合又はそのおそれがある場合
- (2) 甲が提示を受けた Edy カード等が偽造、変造若しくは不正使用されたものである場合又はそのおそれがある場合
- (3) 前二号に定めるもののほか、Edy に係る本電子マネー決済事業者所定の事由がある場合

(本利用契約上の PG の権利の代位行使)

第17条 甲は、本利用契約のうち Edy 決済に関する本サービスに関連する部分に基づく PG の甲に対する権利を Edy に係る本電子マネー決済事業者が代位行使する場合があることを認識し、異議を述べないものとする。

(事後効)

第18条 本利用契約のうち Edy 決済サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第17条及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

第3節 Suica 決済に関する特則

(適用範囲)

第19条 本特則の規定は、本規約第1章第1節に付加し、Suica 決済サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本特則に定めのない事項（用語の定義を含む）については第1章第1節の定めによるものとし、本特則の定めと第1章第1節の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(用語の定義)

第20条 本節における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) Suica 決済 | 電子マネー決済のうち、Suica を用いてなされるもの |
| (2) Suica 決済サービス | PG が提供する Suica 決済に係る電子マネー決済サービスであって、本規約が定めるもの |
| (3) Suica 取引 | Suica 決済によって代金等を決済することを予定してなされる商品の販売又は提供であって、その購入等の申込の意思表示がインターネットを通じてなされたもの |
| (4) Suica 決済情報データ | インターネット Suica 取引に関する売主、代金等の額、買主、代金等の決済期限その他 Suica 決済に必要な事項として Suica に係る本電子マネー決済事業者が指定する事項に関するデータであって、当該本電子マネー決済事業者所定のデータフォーマットに従ったもの |
| (5) Suica IC カード等 | IC チップが内蔵され、PG 所定のマークが付されたカード又は携帯電話等であって、Suica を記録することができるもの |

(Suica 決済に関する本サービスの内容の特則)

第21条 甲が Suica 決済サービスを利用することができる場合、電子マネー決済に関する本サービスの内容のうち第3条第1号に定めるものは、以下の各号の内容に変更されるものとする。

- (1) 甲から送信されてきた PG 所定のデータに基づいて Suica 決済情報データを作成し、当該作成した Suica 決済情報データを Suica に係る本電子マネー決済事業者のコンピュータシステムに向けて通信回線を通じて発信し、当該 Suica 決済情報データに含まれる買主に関するデータと当該本電子マネー決済事業者が保有する Suica 使用者に関するデータとを当該本電子マネー決済事業者に照合させること
- (2) 前号の照合によって買主が特定された場合に、前号の本電子マネー決済事業者から当該買主へ向けて前号の Suica 決済情報データに係る Suica 決済の承諾を促すデータを電子メール等により送信させること
- (3) 前号の承諾を促すデータの送信を受けた買主から、同号の Suica 決済情報データに係る Suica 決済を承諾する旨のデータ（以下「Suica 決済承諾データ」という）が、同号の Suica 決済情報データに含まれる決済期限内に、同号の電子マネー決済事業者へ向けて通信回線を通じて返信されてきた場合に、当該電子マネー決済事業者にこれを受信させること
- (4) Suica 決済承諾データが前号の電子マネー決済事業者によって受信された場合に、Suica の送信を要求するデータを当該電子マネー決済事業者から前号の買主へ向けて通信回線を通じて発信させること

(Suica 決済に関する本サービスの利用の特則)

第 2 2 条 甲は、インターネットを通じて購入等の申込の意思表示を受けて行う通信販売に係る商品の代金等に関してのみ Suica 決済に関する本サービスを利用することができる。

2. 甲は、PG が Suica に係る本電子マネー決済事業者から事前に承認を得た場合に限り、前項の通信販売に係るウェブサイトを追加し又は撤回することができるものとする。かかる承認に関しては第 4 条第 2 項を準用するものとする。
3. 甲は、現金の立て替え又は過去の売掛金の精算等のために Suica 決済に関する本サービスを利用してはならず、かつ通常 1 回の Suica 取引として取り扱うべき代金等の決済を複数の Suica 取引に分割して Suica 決済に関する本サービスを利用してはならない。
4. 甲は、同一の買主に対して複数回に渡り又は継続して商品を販売し又は提供することを内容とする Suica 取引を行ってはならないものとする。
5. 甲は、Suica 取引に用いる甲のウェブサイトの更新その他原因の如何を問わず 30 日間以上継続して Suica 取引を休止する場合には当該休止期間その他 PG が指定する事項を PG 所定の方法によって事前に PG に通知するものとする。

(Suica に係る本電子マネー決済事業者の委託)

第 2 3 条 Suica に係る本電子マネー決済事業者は PG から受託した業務の全部又は一部を第三者に再々委託することができるものとし、甲はかかる再々委託について同意し、異議を述べない。

(Suica 取引に係る契約の解消)

第 2 4 条 甲は、インターネット Suica 取引に係る販売契約、提供契約等の契約を解除、取消その他原因の如何を問わず解消する場合には、買主に対する十分な周知をした上で行うものとする。

(商品の引渡等)

第 2 5 条 甲は、Suica 取引に係る販売契約、提供契約等の契約を締結した場合は、可能な限り速やかに、当該 Suica 取引の買主に対し、当該 Suica 取引の対象とした商品を引渡し又は提供するものとする。

2. 甲は、前項の引渡又は提供が相当程度遅滞するおそれがある場合には、前項の買主に対し、引渡又は提供の時期を書面によって通知するものとする。

(モバイル Suica 会員規約への準拠)

第 2 6 条 甲は、Suica に係る本電子マネー決済事業者が Suica 使用者向けに定めて以下のウェブサイトにおいて公表している「モバイル Suica 会員規約」（将来変更された場合は当該変更後のもの）の内容を承認し、これに従って Suica 取引を行うものとする。

・ウェブサイト URL: <http://www.jreast.co.jp/mobilesuica/kiyaku/member.html#anchor-1>

2. 甲は、「モバイル Suica 会員規約」の内容及びこれが掲載されているウェブサイトの URL が Suica に係る本電子マネー決済事業者によって甲及び PG のいずれにも通知なく変更される場合があることを承認し、甲の責任と費用負担によって随時又は定期的に Suica に係る本電子マネー決済事業者のインターネット上のホームページを閲覧して「モバイル Suica 会員規約」の内容を確認するものとする。

(秘密保持等に関する特則)

第 2 7 条 甲は、Suica に係る本電子マネー決済事業者が公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けた場合その他当該本電子マネー決済事業者が相当と認めた場合に、PG 又は当該本電子マネー決済事業者が、甲に対して購入等の申込をした者に関する情報、甲に関する情報その他甲の Suica 取引に関する情報を公的機関等に開示することについて同意し、異議を述べない。

2. 甲は、甲に対して Suica 取引に係る購入等の申込をした者に関する情報、甲に関する情報その他の情報を Suica に係る本電子マネー決済事業者が Suica IC カード等の普及活動に利用することについて同意し、異議を述べない。

(Suica の使用促進への協力)

第 2 8 条 甲は、Suica に係る本電子マネー決済事業者又はその委託先が、Suica の使用促進の目的で、印刷物、電子媒体等に甲の名称、URL 等を掲載することを包括的に承認し、異議を述べない。

(利用の制限、免責等)

第 2 9 条 甲は、Suica に係る本電子マネー決済事業者のシステムに障害が発生したとき、当該システムの通信時、当該システ

ムの保守管理を実施している間又はその他のやむを得ない場合には、Suica 決済に関する本サービスを利用することができないものとし、かつインターネット Suica 取引を行ってはならない。

2. 前項の定めによって甲が Suica 決済に関する本サービスを利用することができないこと又は Suica 取引を行うことができないことによって甲が被った損害について、PG 並びに Suica に係る本電子マネー決済事業者及びその提携先である電子マネー発行者は、一切責任を負わない。
3. PG は、Suica に係る本電子マネー決済事業者のシステムの保守管理を行うために当該システムの全部又は一部の稼働が中止され又は停止される場合には、可能な限り事前に甲に通知するものとし、当該システムに障害が発生した旨又は発生するおそれがある旨の通知を当該本電子マネー決済事業者から受けた場合には直ちにその旨を甲に通知する。

(事後効)

第30条 本利用契約のうち Suica 決済サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第23条、第27条、第28条、第29条第2項及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

第4節 ウェブマネー決済に関する特則

(適用範囲)

第31条 本特則の規定は、本規約第1章第1節に付加し、ウェブマネー決済サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本特則に定めのない事項（用語の定義を含む）については第1章第1節の定めによるものとし、本特則の定めと第1章第1節の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(用語の定義)

第32条 本節における用語の定義は以下の各号の通りとする。

- (1) ウェブマネー決済 電子マネー決済のうち、au ペイメント株式会社（以下「au ペイメント」という）が発行するウェブマネーを、au ペイメント所定の金額の範囲内で免責的債務引き受けを行った上で、当該代金等から au ペイメント所定の手数料等を控除した残額を PG へ支払い、PG が甲を代理してこれを受領すること
- (2) ウェブマネー決済サービス PG が提供するウェブマネー決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等のサービスであって、本規約が定めるもの
- (3) ウェブマネー 電子マネーのうち、買主が au ペイメント所定の支払い方法によって支払った金員に対し au ペイメントが作成・発行し、又は提供する金銭的価値を保有する au ペイメント所定の電子データ（クイック決済システム上で決済されるものを含む）
- (4) クイック決済システム ウェブマネーによる決済ができ、かつ、ウェブマネーの ID・パスワードの入力を省略して決済することができるように構成された au ペイメントのシステム

(表明及び保証)

第33条 甲は、ウェブマネー決済サービスを利用する取扱商品が以下の要件を全て満たすものであることを表明且つ保証し、当該取扱商品に関連する一切の事項について責任を負い、PG が何ら損失、損害等を被らないようにしなければならない。

- (1) 甲による商品の取扱いが法令に違反するものではないこと
 - (2) 取扱商品の内容等に関して虚偽又は不当な表示がなされていないこと
 - (3) 取扱商品が買主との約定及び買主に表明されたその他の条件に従って提供されること
 - (4) 取扱商品の取扱いに関して、PG、au ペイメント又は第三者のプライバシー、名誉及び信用を毀損するおそれがないこと
 - (5) 取扱商品が PG、au ペイメント又は第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権、その他の人格的又は財産的権利を侵害するおそれがないこと
 - (6) 商品の取扱いが不公正な取引方法により PG、au ペイメント又は第三者の営業を妨害するものではないこと
 - (7) 取扱商品が青少年の心身に悪影響を及ぼすおそれがないものであり、その他公序良俗に反しないこと
2. 甲がクイック決済システムを導入する場合は、本項各号に定める事項に同意しなければならない。
 - (1) au ペイメントは、クイック決済システムの導入を希望する甲に対し、専用の Web API を提供し、甲は、au ペイメント所定の方法により、当該 Web API の設定を行うものとする。なお、甲は、当該 Web API を、au ペイメントの事前承諾なく他の第三者に利用させてはならない。
 - (2) 甲は、自己のサイトにおいてウェブマネーによる決済を選択した買主が、ウェブマネーの ID の利用明細を確認できるようにするために、au ペイメント所定の専用ページを作成し、au ペイメントの承認を得たうえで当該甲のサイト上に設置する。また、甲は、利用明細のほか、クイック決済システムに関して自己が必要と判断する買主向けの表示又は注意事項を甲のサイト上に掲載する。
 - (3) 甲は、買主が対象商品を購入する都度、買主に対し購入の意思確認を実施するものとし、当該意思確認を実施せずに、au ペイメント又は PG に対してウェブマネーによる決済の指示を出してはならない。
 - (4) 甲は、クイック決済システムを通じて決済する買主に関して発行する中間コードについて、甲に登録のある買主の ID、パスワード、その他買主に係る個人情報を使用してはならないものとする。甲が本号に違反した場合、第5号及び第6号の定めにかかわらず、au ペイメント及び PG は一切責任を負わない。
 - (5) au ペイメント及び PG は、買主又は第三者からの、クイック決済システムを通じた決済に係る問い合わせ等について、一切責任を負わないものとし、甲は、自己の責任と費用負担にてこれを解決し、au ペイメント及び PG に迷惑をかけないものとする。但し、当該問い合わせ等が専ら au ペイメント又は PG の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

- (6) 甲は、クイック決済システムを通じた決済に利用されたウェブマネーID が、au ペイメント又は PG の責に帰すべき事由によらずして甲又は買主以外の第三者により不正に利用された場合、買主が被った損害に関し責任を負うものとし、au ペイメント又は PG は一切責任を負わない。
- (7) 甲は、前二号により au ペイメント又は PG に損害が生じた場合、当該損失又は損害等を直ちに補填しなければならない。
- (8) au ペイメントは、甲がクイック決済システムを不正に利用したと合理的に判断した場合、直ちに甲によるクイック決済システムの利用を停止することができるものとし、これにより au ペイメント又は PG に生じた損失又は損害等の賠償を請求できるものとする。au ペイメント及び PG は、当該停止により甲に生じた損害について、一切責任を負わない。

(電子マネー決済引渡金の支払等に関する特則)

第34条 甲は、ウェブマネー決済サービスに係る電子マネー決済引渡金を au ペイメントから直接受領する場合、第4条第3項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第8条は適用せず、この場合には第32条第1号の規定を以下のとおり変更して適用する。

- (1) ウェブマネー決済 電子マネー決済のうち、株式会社ウェブマネー（以下「au ペイメント」という）が、発行するウェブマネーを、au ペイメント所定の金額の範囲内で免責的債務引き受けを行った上で、当該代金等から au ペイメント所定の手数料等を控除した残額を甲へ支払うこと

第5節 JCB PREMO 決済に関する特則

(適用範囲)

第35条 本特則の規定は、電子マネー決済のうち JCB PREMO 決済サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本特則に定めのない事項（用語の定義を含む）については第1章第1節の定めによるものとし、本章の定めと第1章第1節の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(用語の定義)

第36条 本節における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) バリュー その発行を受けた者が甲から商品を購入し又は商品の提供を受ける場合において当該商品の代金等の支払に用いることができる電子データであって、その発行をした事業者が管理するサーバ（以下「運用サーバ」という）内に蓄積されるもの
- (2) カード保有者 バリューの管理及び使用するための株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）所定のプリペイドカード（一定のカード番号等及び認証番号が付されている。）の発行を受けた者
- (3) バリューの使用 カード保有者が購入し又は提供を受けた商品の代金等について、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内に蓄積されているバリューから一定額を引き去ること（以下「バリュー減算」という）によって弁済すること
- (4) JCB PREMO 電子マネーのうち、カード保有者が甲から商品を購入し又は商品の提供を受けるに当たり、当該商品の代金等の支払のためにバリューを使用した場合に、使用されたバリューに相当する金額を JCB が甲に支払うこと等を内容とするサービスであって、JCB によって提供されるもの
- (5) JCB PREMO 決済サービス PG が提供する JCB PREMO による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (6) JCB PREMO システム JCB がバリューの受領、甲への支払額の算出、PG のシステムとの間のデータ通信その他 JCB が PG との間で JCB PREMO に関して締結している契約の履行のために使用するコンピュータシステム
- (7) 取引データ バリューの取引の対象となる売上金相当額のバリューに関する情報及びその他のバリュー取引に関する情報の総称
- (8) 加盟店契約 本加盟店契約のうち、通信販売の代金等について JCB PREMO を利用すること等を内容とする「JCB PREMO 通信販売加盟店規約」に基づき甲と JCB との間で成立するもの
- (9) バリュー使用通信販売 カード保有者を買主、甲を売主とする通信販売に係る契約の締結又はその履行であって、当該通信販売の対象となった商品の代金等の決済をバリューの使用によって行うことが予定されているもの

(JCB PREMO 決済サービスに関する本サービスの利用の特則)

第37条 甲は、1取引の決済金額（消費税相当額を含む）が50,000円以下の JCB PREMO に関してのみ JCB PREMO 決済サービスに関する本サービスを利用することができる。

- 2. 偽造されたプリペイドカードの使用その他プリペイドカードの不正利用が行われた場合において、JCB から当該不正利用に関する調査の協力を求められたときは、PG 及び甲は、誠実に協力する。また、PG は、当該不正利用によって PG が被害を受けた場合において、JCB から指示を受けたとき又は PG 自ら自発的に必要と判断したときには、PG の事業所を管轄する所轄警察署等へ当該不正利用に係る被害届を提出することができる。

(JCB PREMO 決済サービスに関する本サービスでサポートされない機能)

第38条 加盟店契約の定めにかかわらず、JCB PREMO 決済に関する本サービスは、JCB が通常提供している JCB PREMO のサービス内容又は機能のうち次のものをサポートせず、これらに対応していない。甲は、これを承認して、異議又は苦情を述べない。

- (1) 通信販売の代金等の一部のみについて、金銭等による弁済に代えて、バリュー減算によって弁済すること
 - (2) カード保有者の保有する1枚のプリペイドカードに係るバリュー残高がバリュー使用通信販売の代金等の金額に満たない場合に、不足額について、当該カード保有者が保有する他の1枚若しくは複数枚のプリペイドカードに係るバリューを用いて又は現金その他バリューとかかわりのない決済方法を用いて決済すること
 - (3) バリュー減算の一部の取消し
 - (4) 一旦実行されたバリュー減算金額の変更
2. 甲は、バリュー使用通信販売の全部又は一部の解除、合意解約等に伴って買主であるカード保有者に当該バリュー使用通信販売の代金等の全部又は一部を返金すべき場合には、バリュー減算の取消し及びバリュー減算の金額の変更によることなく、口座振込その他バリューとかかわりのない決済方法によって返金するものとする。PG はかかる返金について一切関与しない。
3. 甲は前二項に違反するバリュー使用通信販売を行ってはならず、これらと矛盾する内容の特約又は合意をカード保有者との間でしてはならない。

(甲の遵守事項等に関する特則)

第39条 甲は、バリュー使用通信販売を行うことに関し、以下の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 甲の作成した販売条件や商品等の説明等を含む広告の表示内容に基づく瑕疵のない商品等の販売、提供を行うこと。
- (2) カード保有者に対し、購入の申込み、承諾の仕組みを提示し、カード保有者が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講ずること。
- (3) カード保有者との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講ずること。
- (4) 甲のバリュー使用通信販売に関連して、甲、JCB、PG 及び買主の全部又は一部に対して、知的財産権に関する何らかの苦情又は裁判上若しくは裁判外の請求がなされた場合、甲の責任においてこれを解決し、JCB、PG 及び買主には一切迷惑をかけないこと。
- (5) 次の a から e までのいずれかの場合、甲は、自己の費用と責任をもって対処して解決を図り、PG に一切迷惑をかけず、何らの責任も負わせないものとする (PG の責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因するバリュー使用通信販売の不成立に関する紛争を除く)。
 - a) カード保有者からバリュー使用通信販売又はその対象商品に関して苦情、相談を受けた場合
 - b) 効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品の未着、誤請求等の事故が発生した場合
 - c) 甲又は PG とカード保有者との間において問い合わせ等が生じた場合
 - d) カード保有者、関係省庁その他の行政機関等から、甲のバリュー使用通信販売の対象商品が公序良俗違反、禁制品、知的財産権侵害品又は JCB により不適切品として通知されたものである旨の指摘、指導等を受けた場合
 - e) カード保有者、関係省庁その他の行政機関等から、甲のバリュー使用通信販売が公序良俗違反である、その対象商品が禁制品である、特定商取引に関する法律違反である、JCB によりカード保有者の保護に欠ける取引と判断された旨通知されたものである、カード保有者が遵守すべき規約に違反して取引しようとしていることを甲が知っていた又は JCB により不適切と判断する取引として通知されていた旨の指摘、指導等を受けた場合
- (6) 甲は、カード保有者が商品の送付先として商品の受領確認が不明確となるおそれのある場所を指定した場合には、当該場所に商品を発送してはならない。甲がかかる発送をしたときは、当該商品にかかるバリュー使用通信販売及びこれによって生じた問い合わせ等について、PG は一切責任を負わない。

(事後効)

第40条 本利用契約のうち JCB PREMO 決済サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第39条第4号から第6号及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。

《JCB PREMO 決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》

(適用範囲)

第41条 本特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PG が甲の代理人として JCB PREMO 決済加盟店契約等の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された JCB PREMO 決済加盟店契約等に基づく JCB PREMO 決済サービス及び甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本章、利用規約第1章の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

第42条 JCB PREMO 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第43条 JCB PREMO 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、第1章第2節に定めるとおりとする。

第2章 NET CASH 決済に関する本サービス

(適用範囲)

第44条 本章の規定は、電子マネー決済のうち NET CASH 決済に関する本サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本章に定めのない事項（用語の定義を含む）については利用規約第1章の定めによるものとし、本章の定めと利用規約の定めとが矛盾抵触する場合には本章の定めによる。

(用語の定義)

第45条 本章における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---|
| (1) NET CASH | 電子マネーのうち、株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション（以下「NTT-CS」という。）が「NET CASH」の名称（名称が変更された場合は変更後の名称）により発行し、NTT-CS のシステムに記録して保管する電子データであって、NTT-CS 所定の手続に従って商品の代金等の決済に用いることができるもの。 |
| (2) NET CASH 決済 | 電子マネーとして NET CASH が用いられる場合における電子マネー決済であって、NTT-CS のシステムに記録されている NET CASH を商品の代金等の決済に充てる旨のデータが買主から NTT-CS へ向けて送信され、NTT-CS のシステムにおいて当該データが受信されかつ記録された時に、当該買主が負担する当該商品の代金等支払債務が全て消滅すること |
| (3) NET CASH 決済サービス | PG が提供する NET CASH 決済に係る電子マネー決済サービスであって、本規約が定めるもの |
| (4) 加盟店契約 | 本加盟店契約のうち、商品の代金等について NET CASH 決済がなされた場合に当該 NET CASH 決済に係る NTT-CS 所定の金額を NTT-CS が甲へ支払うこと等を定めたもの |
| (5) NTT-CS のシステム | NTT-CS が使用するコンピュータシステムであって、NET CASH の記録・保管、NET CASH を商品の代金等の決済に充てるためのデータ処理、当該商品の売主向けの支払額の算出、PG のシステムとの間のデータ通信その他 NET CASH 決済に関連する情報処理を行うもの |

(NET CASH 決済に関する本サービスの内容)

第46条 NET CASH 決済に関する本サービスの内容は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(NET CASH 決済に関する本サービスの利用)

第47条 NET CASH 決済に関する本サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(NET CASH 決済の利用の対価)

第48条 甲は、NET CASH 決済に関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

- 第49条 甲は、商品の代金等が1回当たり NTT-CS 所定の金額以上である場合には、NTT-CS が当該代金等に係る NET CASH 決済の取扱い又は甲への支払を拒絶する可能性があることを承認し、これらに関し PG 及び NTT-CS のいずれに対しても異議、苦情等を述べないものとする。
- 甲は、NTT-CS のシステム又は NTT-CS が PG に提供した運用手順説明書等の関連文書に含まれるコンピュータソフトウェアについての逆コンパイル若しくは逆アセンブル又はその他の解析行為をしてはならない。
 - NET CASH 決済に充てられた NET CASH の原状回復、甲の商品の買主と甲との間の当該商品の販売又は提供を目的とした契約が解消され又は無効等になったことに伴う甲から当該買主への返金その他原因、目的又は法律構成の如何を問わず、甲から買主、NTT-CS 等の第三者への支払については、甲は自己の責任と費用負担によって対処するものとし、PG は当該支払に一切関与しない。
 - 甲は、NTT-CS のシステムに記録されている NET CASH を甲が売主となっている商品の代金等の決済に充てる旨のデータが当該商品の買主から NTT-CS へ向けて送信され、NTT-CS のシステムにおいて当該データが受信されかつ記録された時に、当該商品についての甲の代金等債権が全て消滅すること、及びその消滅は NTT-CS から当該代金等に係る支払がなされる前に生じることを承認し、PG 及び NTT-CS のいずれに対しても異議、苦情等を述べないものとする。

(引渡金の支払等に関する特則)

- 第50条 NET CASH 決済に関する本サービスにおける引渡金に関し、その支払、支払留保又は返金については利用規約第38条、第39条、第40条の定めに従う。
- NET CASH 決済に関する本サービスにおいても、本規約第8条第5項及び第6項を準用する。

(免責に関する特則)

第51条 利用規約に定めるもののほか、PG は、次の各号のいずれの事項に関しても何ら保証をせず、これらの事項のいずれか又は複数が実現しなかったことについて名目又は法律構成の如何にかかわらず一切責任を負わない。

- 加盟店契約の申込を NTT-CS が承諾すること
- 甲の商品の買主が NET CASH を当該商品の代金等の決済に使用し若しくは充てようとする、又は当該商品の代金等について NET CASH 決済が実際に行われること

- (3) 甲の商品の買主が当該商品の代金等の決済に使用し又は充てようとした NET CASH が正当に発行されたものでありかつ正当な権限なく改変されたものでないこと
- (4) 甲の商品の代金等についての NET CASH 決済に係る支払を NTT-CS が行うこと
- 2. PG は、次の各号のいずれの事項に関しても名目又は法律構成の如何にかかわらず一切責任を負わない。
 - (1) 第 49 条第 1 項に掲げる取扱い若しくは支払の拒絶
 - (2) 第 49 条第 3 項に掲げる甲から第三者への支払に関する PG の不関与
 - (3) 第 49 条第 4 項に掲げる代金等債権の消滅
 - (4) 第 50 条第 2 項において準用する NTT-CS の手数料等の変更
 - (4) NTT-CS による解約又は NET CASH 決済の提供の停止
- 3. PG は、加盟店契約に基づく NTT-CS から甲への支払の法的性質若しくは趣旨又は当該支払に係る甲の会計処理若しくはは税務処理に関して、甲に対し、特定の見解を示し又は推奨するものではなく、かつ何らかの見解を示し又は推奨する義務を負うものではない。

(事後効)

第 52 条 本利用契約のうち NET CASH 決済サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第 49 条、第 50 条、第 51 及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

第 3 章 PayPal 決済に関する特則

(適用範囲)

第 53 条 本章の規定は、電子マネー決済のうち PayPal 決済に関する本サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本章に定めのない事項（用語の定義を含む）については 利用規約 第 1 章の定めによるものとし、本章の定めと利用規約の定めとが矛盾抵触する場合には本章の定めによる。

(用語の定義)

第 54 条 本章における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) PayPal 決済 電子マネー決済のうち、甲を売主とする商品の売買契約について、その代金等の額に対応した PayPal（第 3 号において定義する）が買主の指示により PayPal 決済事業者（本決済事業者のうち PayPal 決済に係る契約を PG と締結している者。以下「丙」という）が買主から当該代金等の支払に充てる趣旨でかつ丙所定の手順を経た上で、丙に振り替えた時に、買主が売主に対して負担する当該商品の代金等の支払債務が全て消滅すること
- (2) PayPal 決済サービス PG が提供する PayPal 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (3) PayPal 買主の現金払い又はカード決済によって丙が作成・発行し、又は提供する金銭的価値を保有する丙所定の電子データであって、丙が買主毎に設定する丙の仮想口座上に記録されるもの

(PayPal 決済サービスの内容)

第 55 条 PayPal 決済サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 甲を売主とする商品の代金等の金額その他当該商品の販売又は提供に関する PG 所定の事項に関する PG 所定のデータ（以下「販売データ」という）が通信回線を通じて送信されてきた場合に、これを PG のシステムによって受信し、受信した販売データに基づいて丙所定のデータを作成し通信回線を通じて丙のコンピュータシステムへ向けて発信すること、及び丙から通信回線を通じて当該代金等に係るデータが送信されてきた場合に、これを PG のシステムによって受信し、受信した当該データに基づいて PG 所定のデータを作成し甲のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
- (2) 丙へ向けて発信された前号のデータに基づいて、PayPal 決済に必要な情報を入力するための丙のサイトを同号の商品の買主とされる者のインターネット上の画面に表示させるための甲からの指示を PG のシステムによって受信し、丙のシステムへ向けて発信すること
- (3) 前号のサイト上で入力された情報に基づき丙が PayPal 決済により買主から丙に対し振替えた商品の代金等相当額の PayPal から PayPal 決済に関する丙所定の手数料が控除された PayPal（以下「PayPal 決済データ」という）を、買主を代理して丙が設定した甲の仮想口座に丙が直接振替えること
- (4) インターネットを通じた管理画面の提供その他前第 1 号から第 3 号までに付随し又は関連するサービスとして PG が定めるサービス

(PayPal 決済サービスの利用)

第 56 条 甲が PayPal 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、PayPal 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び PayPal 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本章は本利用契約の内容に含まれ、PayPal 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、PayPal 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(PayPal 決済サービスの利用の特価)

第 57 条 甲は、PayPal 決済サービスの利用の特価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第 6 条の規定を準用する。

(代理権授与等)

第58条 利用規約の定めにかかわらず、甲は、PayPal 決済サービスに関する本サービスの利用に関し、本申込書等を PG に提出した場合、PG に対し、以下の各号の事項に関する包括的代理権を授与する。

- (1) 丙に対して、丙所定の内容による「PayPal サービスの契約」(第3項にて定義する)の締結申込を行うこと
- (2) PayPal 決済データの受領
- (3) 「PayPal サービスの契約」に基づく又は関連する丙への通知、審査依頼等及び丙からの通知等の受領
- (4) その他「PayPal サービスの契約」の履行に関連する事項

2. 甲は、PayPal 決済サービスが有効に継続する期間中、前項の包括的代理権の授与の全部又は一部を撤回することができない。但し、丙から「PayPal サービスの契約」の契約締結を拒否された場合は、甲と PG が別段の合意をした場合を除き、当該代理権授与は何らの通知を要することなく当然に撤回される。

3. 甲は、以下記載の URL (第1項第1号に基づく締結申込により、PG 又は丙から通知される。将来変更された場合は変更後のもの)に定める丙の諸規定(以下「PayPal サービスの契約」という)の内容を承諾し、これに従い PayPal 決済サービスを利用しなければならない。

URL: https://cms.paypal.com/jp/cgi-bin/marketingweb?cmd=_render-content&content_ID=ua/Legal_Hub_full&locale.x=ja_JP

4. 甲は、PayPal 決済サービスの利用にあたり丙所定の審査を要する場合があることを予め承諾する。審査内容等の詳細については「PayPal サービスの契約」の定めによる。

(引渡金の支払に関する特則)

第59条 利用規約の定めにかかわらず、甲は、PayPal 決済サービスに関する本サービスの利用に関し、PayPal 決済による PayPal 決済データの振替は、「PayPal サービスの契約」の定めに従い丙から甲へ直接行われるものとし、PG は当該振替に関し一切関与しない。

(免責に関する特則)

第60条 PG は、PayPal 決済に係る商品の買主が、丙に対して当該商品の代金等の支払の指示を行うこと、及び丙が PayPal 決済データを甲又は PG に対して振替えることに関して、何らの保証も行わないものではなく、PG は、当該買主に対して丙への代金等の支払指示について請求又は督促をする義務を負わず、また、丙に対して PayPal の送信又は代金等支払の請求若しくは督促を行う義務を負わず、PayPal 決済に係る買主から甲への PayPal の振替について一切関与しない。

2. 甲は、以下について承諾する。

- (1) 「PayPal サービスの契約」において丙が定める機能の全てが PayPal 決済サービスで利用できるものではなく、PG が別に定める機能についてのみ利用することができることを予め承諾し、PG は当該利用できる機能以外の機能について何らの責任を負わないこと
- (2) 「PayPal サービスの契約」はシンガポール法が準拠法であり、PG は「PayPal サービスの契約」に基づく甲と丙との間の紛争について、当該紛争の起因事由が専ら PG の責に帰すべき事由である場合を除き一切関与せず、何らの責任を負わないこと
- (3) 甲が PayPal 決済に係る引渡金の丙又は買主に対する返還義務を「PayPal サービスの契約」に基づき負い、当該返還について PG から何らかの指示を受けた場合は速やかに当該指示に応じなければならないこと、及び当該返還に関連し甲に何らかの損害等が発生した場合 (PG からの指示の有無は問わない) において、当該損害の起因事項が専ら PG の責に帰すべき事由による場合を除き当該損害について PG は何らの責任を負わないこと

(事後効)

第61条 本利用契約のうち PayPal 決済サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第60及び本条はなお無期限に有効に継続するものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上